

3-1) 歯科医師の医科麻酔科研修の問題点	3-2) 質問3-1)に対する改善方策	3-3) 歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン改訂(アドバンスレベルのガイドライン策定を含む)に対するご意見
指導して下さる医師の不足	医科の常勤麻酔科医を増員するために診療報酬を増やす	特になし
法令での扱いはどのようになっておりますでしょうか。		
麻酔科医が不足している現在、歯科医師が医科麻酔を担当する場合も管理は必要	導入、抜管時の判断は必ず医科指導医の判断のもと行う	歯科麻酔専門医を目指す歯科医師(アドバンスレベル)用ガイドラインを現行に追加するばよいのでは
医師が歯科医師を医療に携わる者として認識していない点	各職種に敬意を持って接すること	
		全身管理を学ぶ上で、歯科大学の麻酔科だけでは受け皿が足りない関係上、医科麻酔科研修も推し進めるべきだと考えます。是非改訂作業を頑張って頂きたい。
研修期間の制限がなく長期にわたることがある	研修期間制限の設定	患者に対しての包括同意など必要な書類の減少したほうが良いと思います。
一般的に認知されていないこと。	広く積極的に周知する。周知にあたっては、安全面に関する周知を徹底する。	
麻酔科研修のみならずICUや救命救急などでの研修も大切と考える。麻酔研修はトラブルが起きない様に配慮する事がおおいが、救急やICUではトラブルが発生してしまっている状態に対応するものであり、より効率的に知識技術が身につくと思われる。		アドバンスとしてまずは麻酔科研修をしてその後上記3-1)の研修に望む流れが良いと思います。
医科側の認知が低い	医科側への周知	
一人前になるまではマンツーマンでしっかり教育してほしい。	マンツーマン指導。	特にありません。
特になし		
期間が短い、実施開始が遅い	研修期間を伸ばす、あるいは短期間の研修を複数回実施	なし
歯科医師が医科患者の麻酔管理をすることへの国民の理解	指導医の管理下で研修が行われることを説明し同意を得られない患者には麻酔科研修を行わない	特にありません。
各病院における麻酔科研修をの受け入れ体制(環境)が全く異なる点	国の政策として、決めなければ持続は難しいかもしれない。	特になし
現状では特に問題なく施行している。		
薬の使い方、モニターの見方などが圧倒的に医師に比べ知識不足である	学生時代からもっとそういうところを具体的に詰めていったほうがよいと思う。	
麻酔科研修が可能な研修施設がもう少し多ければ良いと思います。		
患者および患者家族の研修についての認知不足	同意書取得	

3-1) 歯科医師の医科麻酔科研修の問題点	3-2) 質問3-1)に対する改善方策	3-3) 歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン改訂(アドバンスレベルのガイドライン策定を含む)に対するご意見
麻酔科研修を行うタイミングや、評価が不透明で、完全に医局(大学病院含む)の都合による点	卒後研修内容にきちんと折込み、客観的スキル評価を行うこと	特記事項無し
実施を継続すべき	歯科医師の以下麻酔科研修に関する国民への周知	特になし
社会的認知の欠如	啓蒙活動	特になし
研修を受けたことがないので問題点も不明。	上記同様に改善策も不明。	国民(患者)が信頼できるガイドラインを望む。
特になし	特になし	特になし
特になし、分からない		特になし
歯科医師全体が医学の認識が誤っている。麻酔科は医学の中ではマイナーな科で、内科・外科のメジャーな科の基礎知識があってできるもので、医療事故が起きた際の対応や責任に疑問が残る	西欧先進国を見習って、医師の資格を歯科医師が取りやすくした方が法的にも能力的にも安全では？	歯科麻酔自体が、当初、医師が口腔外科をやっていたところから始まっており、医師のいない誤った考えの中で歯科医師だけで考えると、方向性を見誤る可能性が大と考えます。
個々のモチベーションによって短期間で得られるスキルに差がある。	いきなり医科麻酔科研修ではなく講義などといった導入があったほうがよいか。あるいは公募制とするか。	より良い研修が受けられるのであれば改訂すればいいかと。経験したことがないので実感が湧かないです。
研修がよりしやすくすべきと考える。	必要性を周知	わからない
まだよく分かりません		歯科医師も積極的に麻酔の導入、覚醒から周術期管理に関与すべきだとすべきだと思います
特になし	特になし	特になし
歯科医師の免許しかないのに、意識することなく医療行為を行ってしまうことをいかに認識してもらうかを、施設全体で共有することが必要である。決して単独で行うことはなく、研修目的なのだから、その指導をする医師が共同して責任を持つべきと思われる。	研修医(歯科医師)が単独で医療行為をすることがないように、常に指導者が一緒に存在できるよう、諸行為は連名で行うようにすること。	歯科医師が単独で医療行為を行わないようにすることが肝要と思われるので、その実施を保証するシステムであればいいのではないのでしょうか。
病院によっては麻酔科研修がないこと。	口腔外科で研修が出来る施設は必ず麻酔科研修も出来るようにする。	なし
自分に知識や経験がなく、正直わかりません。		一部の歯科医師(歯科麻酔科医)は、より高度な技術や知識を身に着けるべきであり、アドバンスレベルのガイドラインは検討してもよいと思われる。
歯科医師の全身に関する知識の不足	必要なレベルまで学習すること	制限の緩和
		ガイドライン改訂や緩和により、医科麻酔科研修が充実することで、より経験を積んだ高水準な治療可能である歯科麻酔科医の育成に繋がり、歯科医療界のみならず医療界においても利益があると考えます。研修の充実を切に希望します。
特になし		特になし

3-1) 歯科医師の医科麻酔科研修の問題点	3-2) 質問3-1)に対する改善方策	3-3) 歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン改訂(アドバンスレベルのガイドライン策定を含む)に対するご意見
国民の認知度の改善	国が、歯科医師の医科麻酔研修を義務づけるなど	積極的に研修が出来る様に厚労省のバックアップが必要
超高齢社会の中で合併症に対処しながら歯科麻酔を行える技量の育成が必要	医科麻酔科研修の制限を緩和し、合併症があっても安全に歯科麻酔を行える歯科医の育成	医科麻酔科研修が容易く行えるよう要件を緩和すべきである。
全身疾患を抱えた症例など、難易度の高い症例は相当勉強して臨まなければならないが、そこまでのレベルに達するのに時間を要す。また、医科麻酔はやはり数も多く、なかなか個別指導しながら研修する余裕がないのが実情だと思われる。	医科麻酔研修を希望するならば、それなりの知識を持った上で臨むこと。歯科麻酔にてある程度技量を得た上で臨むこと。	麻酔研修する歯科医師のレベル向上が見込まれるならば、もっと許容して良いと思われる。
患者さんの同意が得にくい	一般の方へ学会を通じて周知する	わかりません
麻酔科指導医の口腔外科手術に対する理解不足	麻酔科指導医への口腔外科手術の特殊性の理解・歯科麻酔科医の必要性の普及	
法的に問題がなければ、患者の理解があれば麻酔行為は妥当と考える	国民への啓蒙	
全身についての知識のベースが少なく、それを補填するために研修時間としては短いと思われる。	研修期間を増やす。	特にございません。
国民レベルでの周知が弱い	歯科・医科麻酔学会、医師・歯科医師会の合同での国民へのアナウンス	国民に周知し理解を得られるようにアナウンスした上でのガイドライン改訂
研修中の給与に関して、一般病院だと歯科医師が医科麻酔科研修を行なっている期間の歯科診療は行わないため、診療報酬が低下する。よって、一般病院が歯科医師の医科麻酔科研修には消極的になるのではないか？	国からの給与補助などのバックアップ。	
特になし		特になし
歯科医師臨床研修期間が短い	口腔外科を目指す人はせめて2年の研修期間が必要と思われる。	
良く分かりません		良く分かりません
歯学部がある病院においてはどうしても歯科麻酔科に所属する歯科医師のみが医科麻酔科研修を行いやすい環境にあると思われる。	病院各自における医科麻酔科と口腔外科との教育連携システムの構築	
国民に広く知ってもらった方がよい。	メディア等で必要性や研修の妥当性を認識してもらう。	